

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>廃棄物処理基準に相当する輸出先国の基準に適合する場合も輸出が認められる場合として追加すると、日本の処理基準より緩い海外の基準の下で廃棄物処理を許容することになりかねないため、改正すべきではない。</p>	<p>廃棄物処理法では、廃棄物の輸出確認の基準として、当該廃棄物が我が国の廃棄物処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認められることとしています。今回の改正は、輸出の相手国において、我が国の廃棄物処理基準に相当する(同等以上と認められる)基準が存在し、その基準に適合する場合についても、我が国の廃棄物処理基準を下回らないものとするものであり、審査基準を緩めるものではありません。なお、御指摘を踏まえ、改正の趣旨がより明確になるよう、表現の修正をいたします。</p>
2	<p>本通知が石炭灰や高炉水スラグなどの輸出を念頭に置いた審査基準であれば、審査の対象とする品目を限定することはできないのか。</p>	<p>本通知は、特定の廃棄物に限定することなく、廃棄物一般について輸出確認に係る審査基準を明らかにするためのものであり、特定の廃棄物に審査対象を限定する改正を行うことは適当ではないと考えます。一方、今回の改正については、対象となり得る廃棄物の種類や輸出の相手国毎に同様の考え方を適用しうると考えられることから、環境省ホームページで適宜事例の概要を公表する等により、国民の皆様へのわかりやすい形での情報発信に努めてまいります。</p>
3	<p>今回の改正により、審査基準についての都合の良い解釈が生まれ、違法な廃棄物の輸出が増加するおそれはないか。また、環境省で徹底した審査体制が確保できるのか。</p>	<p>廃棄物処理法に基づき、廃棄物を輸出しようとする者は輸出に際し環境大臣の確認を受けることが義務づけられておりますので、審査基準の改正によって違法な廃棄物の輸出が増加することはないと考えております。なお、環境大臣の確認を受けずに廃棄物を輸出しようとする等の違法行為に対しては、今後も廃棄物処理法に基づき厳正に対処してまいります。</p>
4	<p>改正案の第2の3項(2)③では、輸出の申請者に「処分施設が、廃棄物処理基準及び輸出の相手国の環境法令に適合した処理を行う上で必要となる分析・計量設備の有無」に係る資料の提出を求めているが、廃棄物処理基準に適合することが不可欠であるとも解されるため、輸出相手国の環境法令に適合する場合も輸出を認め得るとする今回の改正主旨に沿うよう、当該規定の「及び」は「又は」に修正すべきではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ修正いたします。なお、改正案第2の3項(2)③は、同項(1)に定める輸出の適合性の確認に係る審査の際に必要なに応じて輸出申請者に提出が求められる書類等を掲げたものですので、申請案件によっては、処分施設が廃棄物処理基準に適合した処理を行う上で必要となる分析・計量設備の有無に係る資料と、処分施設が輸出の相手国の環境法令に適合した処理を行う上で必要となる分析・計量設備の有無に係る資料の両方が求められる場合があります。</p>